

議案第 10 号

市川市個人情報保護条例の一部改正について

市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市個人情報保護条例（昭和 61 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報であるものをいう。

第 10 条第 1 項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条、第 15 条及び第 16 条において同じ。)」を加え、同条第 3 項から第 5 項までを削り、同条の次に次の 2 条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第 10 条の 2 実施機関は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(目的外利用等の届出)

第 10 条の 3 実施機関は、目的外利用若しくは外部提供をするとき、又は

番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当することにより特定個人情報の提供をするとき、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市川市公文書公開条例（平成 9 年条例第 2 号）により個人情報が公開されることとなる場合には、同項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、第 1 項に規定する目的外利用、外部提供又は特定個人情報の提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

第 12 条中「あらかじめ審議会の意見を聴いて認めたとき」を「次に掲げる場合」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令に特別の定めのあるとき。
- (2) 実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

第 13 条第 1 項中「個人情報の閲覧等」を「閲覧等」に改める。

第 16 条中「目的外利用等」を「目的外利用又は外部提供」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の削除等を請求する権利）

第 16 条の 2 市民は、自己に係る特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の削除又は提供の中止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 28 条の規定に違反して作成され

た特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の削除

(2) 第10条の2の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止

第17条中「又は前条の規定による目的外利用等」を「若しくは前条第1号の規定による特定個人情報の削除又は第16条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止若しくは前条第2号の規定による特定個人情報の提供」に改める。

第24条第2項を次のように改める。

2 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) この条例により付与された権限に属する事項について、実施機関の諮問に応じ審議すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による実施機関の求めに応じ意見を述べること。
- (3) 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号）第9条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

第2条 市川市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「外部提供をするとき」の次に「、第10条の2第2項の規定による特定個人情報の利用をするとき」を加え、同条第3項中「特定個人情報の」の次に「利用若しくは」を加え、同条を第10条の4とする。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、届出業務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を

得ることが困難であるときは、届出業務の目的以外の目的のために特定個人情報から自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を届出業務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第16条の2の見出し中「削除等」を「利用の中止等」に改め、同条ただし書中「特定個人情報の」の次に「利用の中止、」を加え、同条第1号中「ないとき」の次に「、第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」を、「特定個人情報の」の次に「利用の中止又は」を加え、同条第2号中「第10条の2」を「第10条の3」に改める。

第17条中「外部提供の中止」の次に「若しくは同号の規定による特定個人情報の利用の中止」を加える。

第3条 市川市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条の2第1項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条及び第16条の2において同じ。)」を加える。

第10条の4を第10条の5とし、第10条の3を第10条の4とし、第10条の2の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の利用の制限)

第10条の3 実施機関は、届出業務の目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第16条の2第2号中「第10条の3」を「第10条の4」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第19条の2 実施機関は、第18条第1項の規定による訂正の決定に基づ

き実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第20条中「前条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第30条第1項中「法令又は」の次に「他の」を加え、「その定めるところによるものとする」を「この条例は、適用しない」に改め、同項ただし書中「ついては、この条例によるものとし、市川市公文書公開条例は、適用しない」を「ついての手續が市川市公文書公開条例に定められている場合には、同条例は適用せず、この条例を適用する」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、自己に係る特定個人情報の閲覧等については、この条例を適用することができる。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成27年10月5日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第3条の規定 行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき市が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、その利用及び提供の制限、閲覧請求等を実施するために必要な措置を講ずるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。